

鳥取県公共建築工事設計変更等ガイドライン

平成30年4月

鳥取県総務部営繕課

はじめに

平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正法（以下「改正品確法」という。）では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「適切に施工条件を明示するとともに、必要と認められるときは、適切な設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が新たに規定されました。

本ガイドラインは、「設計変更ガイドライン」と「工事一時中止ガイドライン」で構成され、工事請負契約締結後の設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止に関する発注者・受注者の手続き上のルールを示すもので、契約当事者双方の責任範囲の明確化を図っています。

発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識を持ち、改正品確法で明確化された発注者の責務を果たすため、手続きの透明性の向上を図ることで設計変更を適切に実施することを目的として策定しました。

◆目次

I 改正品確法の概要	P 1
II 設計変更ガイドライン	P 2
1 設計変更ガイドライン策定の背景	P 2
2 用語の定義	P 3
3 設計変更に関する留意事項	P 5
(1) 受注者の留意事項	
(2) 発注者の留意事項	
4 設計変更が可能なケース	P 8
(1) 工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当する場合	
(2) 工事請負契約書第19条(設計図書の変更)に該当する場合	
(3) 工事請負契約書第20条(工事の中止)に該当する場合	
5 設計変更が不可能なケース	P 10
6 設計変更の手続き	P 12
7 関連事項	P 16
(1) 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について	
(2) 設計図書の訂正と変更	
(3) 工事請負契約書における発注者と受注者の関係	
III 工事一時中止ガイドライン	P 18
1 工事一時中止ガイドラインの運用	P 18
2 工事の一時中止に係る基本フロー	P 18
3 発注者の中止指示義務	P 19
4 工事の中止(契約書の規定)	P 19
5 工事を中止すべき場合	P 20
6 中止の指示・通知	P 20
7 基本計画書の作成	P 21
8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	P 22
9 増加費用の考え方	P 23
(1) 本工事中に中止した場合	
(2) 契約後準備着手前に中止した場合	
(3) 準備期間に中止した場合	
IV 参考資料	P 26
設計変更に伴う契約変更事務取扱要領	P 27
工事の一時中止に係る参考様式	P 30

I 改正品確法の概要

現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月4日に公布・施行された。

この法律で発注者の責務として次の事項を新たに規定している。

改正品確法では、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、契約変更が必要となる場合には市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、請負代金の額又は工期の変更を行うことが明記された。

【公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律】（抜粋）

（発注者の責務）

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

<一～四号省略>

五 設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

～改正の背景～

近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが生じており、現場の担い手不足、若年入職者の減少を招いている。

一方で発注関係事務に携わる職員が減少し、発注者において当該事務を適切に実施できなくなっていること、現在の入札契約方式がこうした問題に十分に対応できていないこと等が指摘されている。

【発注関係事務の運用に関する指針】（抜粋）

（2）工事発注準備段階

（現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

（4）工事施工段階

（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

II 設計変更ガイドライン

1 設計変更ガイドライン策定の背景

■工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。(公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第10項参照)
- 発注者及び受注者は、契約書に基づき、設計図書に従い、法令を遵守し、締結した契約を履行しなければならない。(契約書第1条参照)

■営繕工事の特徴

- 営繕工事は、不特定多数の利用者や施設管理等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

■設計変更ガイドラインの策定

- 設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があることから、本ガイドラインを策定した。なお、本ガイドラインは一般的な考え方を示すものである。

II 設計変更ガイドライン

2 用語の定義

■設計変更

「設計変更」とは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第18条又は第19条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者へ指示することをいう（契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更するものに限る。）。

【建設工事請負契約書】（抜粋）

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、
設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更
する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

II 設計変更ガイドライン

■ 契約変更

「契約変更」とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更契約を締結することをいう。

※別途契約と契約変更

設計変更により工事内容を追加する場合で、追加する工事が現に施工中の工事と分離することが不適切な場合（当該契約の工事区間内で施工数量が増加する場合等）に契約変更によるものとし、分離して施工することが適切な場合は別途契約とする。ただし、増額の金額が変更前の請負代金の3割（3割に相当する金額が1,000万円以上であるときは1,000万円）以内の場合は契約変更とすることができる。

【建設工事請負契約書】（抜粋）

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

3 設計変更に関する留意事項

(1) 受注者の留意事項

- 受注者は契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

【建設工事請負契約書】(抜粋)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員と協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。そのため、受注者はその協議すべき事実が判明次第できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である

- 受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

(2) 発注者の留意事項

- 発注者は契約書第18条第2項の規定による調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に受注者に通知する。

【建設工事請負契約書】(抜粋)

第18条

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、設計変更の「協議」にあたる。

- 当該事業（工事）における設計変更の必要性を明確にする。（規格の妥当性、変更対象の妥当性を明確にする。）

- 一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合で、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

○設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について受注者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者の承認を受けて、その都度行うものとする。ただし、設計変更が軽微な変更に係るものであって、次のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

・ 請負代金の増額を伴わない変更

・ 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれかに該当するもの

①変更前の請負代金の2割(2割に相当する金額が1,000万円以上であるときは1,000万円)以下であること

②変更前の請負代金の3割(3割に相当する金額が300万円以上であるときは300万円)以下であること

※契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が①又は②の額を超えることとなるときは、その都度行わなければならない。

※軽微な設計変更とは、①予算措置、②計画(位置・構造・断面等)の変更、③工法の変更、④材料の品質規格の変更 ⑤賃金(又は物価)の変動を主たる内容とする変更設計のうち、重要と判断されるもの以外のものとする。

※軽微な変更であっても、国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末に変更契約を行わなければならない。

○いかなる変更契約も予算の範囲内で行うことを原則とし、随時予算主務課と調整が必要なことに留意する。

○その他、設計変更に係る契約変更事務については、設計変更に伴う契約変更事務取扱要領(平成9年11月制定)を準用し、適正に行うものとする。なお、警備変更の手続きに係る第5条の規定を次のとおり読み替える。

【設計変更に伴う契約変更事務取扱要領】(抜粋)
(軽微変更の手続)

第5条 前条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、次の表に定める者の承認を受けて行うものとする。

内 容	承認権者
設計変更が請負代金の増減を伴わない場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下の場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超える場合	東部建築住宅事務所長 又は生活環境局長

Ⅱ 設計変更ガイドライン

- 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、損害金の支払いを受注者に請求することができることに留意し、適切に事務処理を行う。また、契約の保証方法が履行保証保険契約等による場合には保証期間延長等の要否について併せて確認を行う。

【建設工事請負契約書】（抜粋）

（履行遅滞の場合における損害金等）

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

4 設計変更が可能なケース

次の場合においては、所定の手続きにより設計変更を行うことができる。

(1) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に該当する場合

受注者は、以下の事実を発見した場合は、監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

○設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合（第18条第1項第2号）

- 例) ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

○設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項第3号）

- 例) ・ 図面の記載内容が読み取れない場合。

○設計図書に表示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項第4号）

- 例) ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合。
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。

○設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項第5号）

- 例) ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

(2) 工事請負契約書第19条（設計図書の変更）に該当する場合

○発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合。

例) ・関係機関等との調整により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う必要が生じた場合。

・発注者の要望等により、設計内容の変更、又は新たな工事内容の追加を行う場合。

補足) 発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すことが望ましい。

(3) 工事請負契約書第20条（工事の中止）に該当する場合

○受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。また、その場合に必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要とする際には、その費用を負担しなければならない。

※第20条にかかわらず受注者は第21条（受注者の請求による工期の延長）に基づく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡し前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続きは第29条（不可抗力による損害）その他も参照する。

【建設工事請負契約書】（抜粋）

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

II 設計変更ガイドライン

5 設計変更が不可能なケース

次の場合においては、原則として設計変更には該当しない。

※ただし契約書第26条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない。

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と協議を行わない、又は発注者からの指示等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- 契約書第18条～24条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている所定の手続きを経していない場合
- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえないで施工を実施した場合。

【公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版】（抜粋）

- 1.1.8 疑義に対する協議等
 - (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
 - (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
 - (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4(a)による。
- 1.1.9 工事の一時中止に係る事項
 - 次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。
 - (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
 - (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
 - (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
 - (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
 - (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合
- 1.1.10 工期の変更に係る資料の提出
 - (a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者から求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。
 - (b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者で行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料をあらかじめ監督職員に提出する。

【建設工事請負契約書】（抜粋）

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由

Ⅱ 設計変更ガイドライン

による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延期する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

II 設計変更ガイドライン

6 設計変更の手続き

(1) 設計変更に係る手続き

設計変更に係る手続きは、指示書・協議書等により受注者・発注者双方の同意の上、進める。

○指示及び協議事項が請負代金額の変更を伴う場合には、その旨を明示することに留意する。

指示・協議書の記載例)

○○の施工に伴う請負代金額の変更については契約変更を行うものとします。

(変更金額については別途協議します。)

(2) 議会の議決に付すべき契約の変更手続き

議会の議決に付すべき契約（予定価格5億円以上の工事）の変更手続きについては、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月30日鳥取県条例第6号）」及び「議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）」を遵守すること。

注) 知事が専決処分できる変更額は1案件の金額であることに留意する。

例) $+3,000 \text{ 万円 (増額)} + 2,000 \text{ 万円 (減額)} = 1,000 \text{ 万円 (増額)}$

議決が必要

※指示書1件あたりの変更額が2,500万円を超える場合、原則をとして議決後でなければ変更工事に着手できない。

※議会開会中の変更契約は2,500万円（増額）未満であっても原則議決が必要。

※減額の場合には議決を要しない（常任委員会報告）。

注) 変更設計後の変更請負額が5億円を超えた時点で議決が必要となる。

例) $4 \text{ 億 } 9,000 \text{ 万円 (予定価格)} + 2,000 \text{ 万円 (増額)} = \underline{5 \text{ 億 } 1,000 \text{ 万円 (変更請負額)}}$

議決不要

議決が必要

Ⅱ 設計変更ガイドライン

鳥取県議会提要（平成 16 年）

【議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例】（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負とする。

鳥取県議会事例集（平成 15 年）

【議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件】（抜粋）

議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法第 1 8 0 条の規定により、知事において専決処分することができる。

（1）～（3）略

（4） 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得た契約を変更する場合において、当該変更による契約金額の変更額が 2, 5 0 0 万円をこえない範囲で又は工期について当該年度をこえない範囲で変更すること。

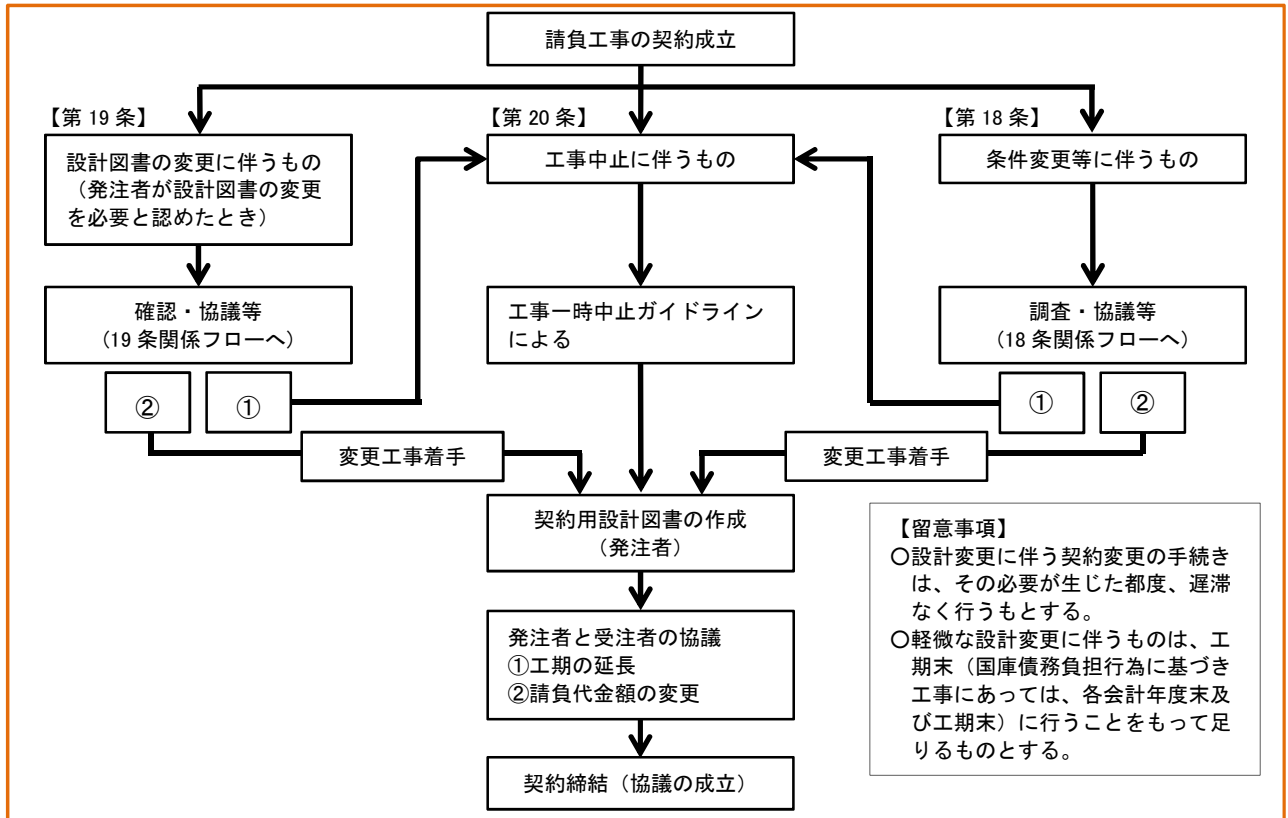
専決処分事由

【地方自治法第 179 条第 1 項】（地方公共団体の長が専決処分できる場合）

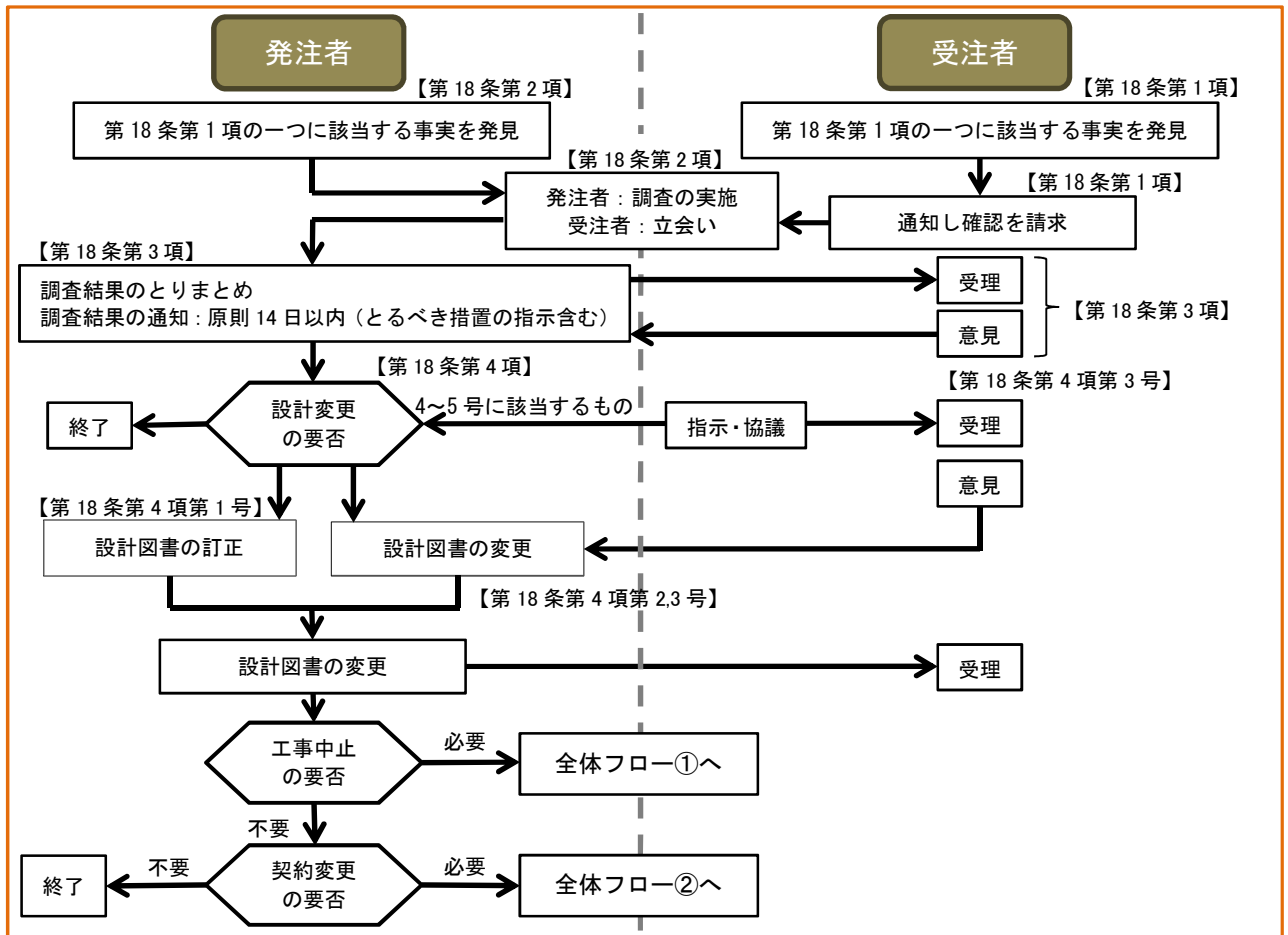
- 議会在が成立しないとき（議員辞職等により議会在が開会できないとき 等）
- 特に緊急を要するため、議会在を召集する時間的余裕がないことが明らかであるとき
- 議会在において議決すべき案件を議決しないとき

II 設計変更ガイドライン

■設計変更手続きフロー（全体）

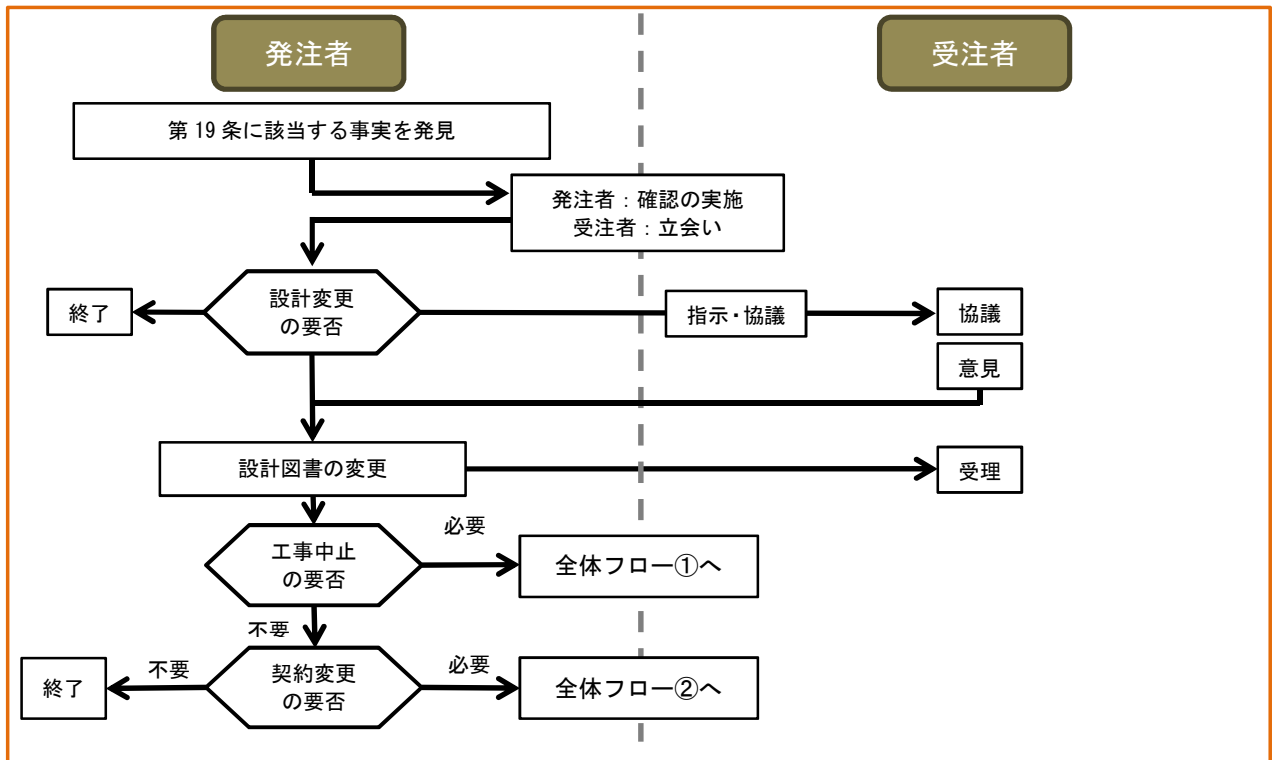


■設計変更手続きフロー（第18条関係）



II 設計変更ガイドライン

■設計変更手続きフロー（第19条関係）



Ⅱ 設計変更ガイドライン

7 関連事項

(1) 仮設・施工方法等の「指定」・「任意」について

○「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他、工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約書第1条3項を参照)。これは「自主施工の原則」とも言われている。

○「指定」

工事目的物を施工するための条件として、仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」という。

○「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。「指定」以外は「任意」という。

【指定・任意の考え方】

	指定	任意
設計図書における明示	仮設・施工方法について具体的に明示	仮設・施工方法等について明示しない(※)
仮設・施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書等の修正は必要)
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

(2) 設計図書の訂正と変更

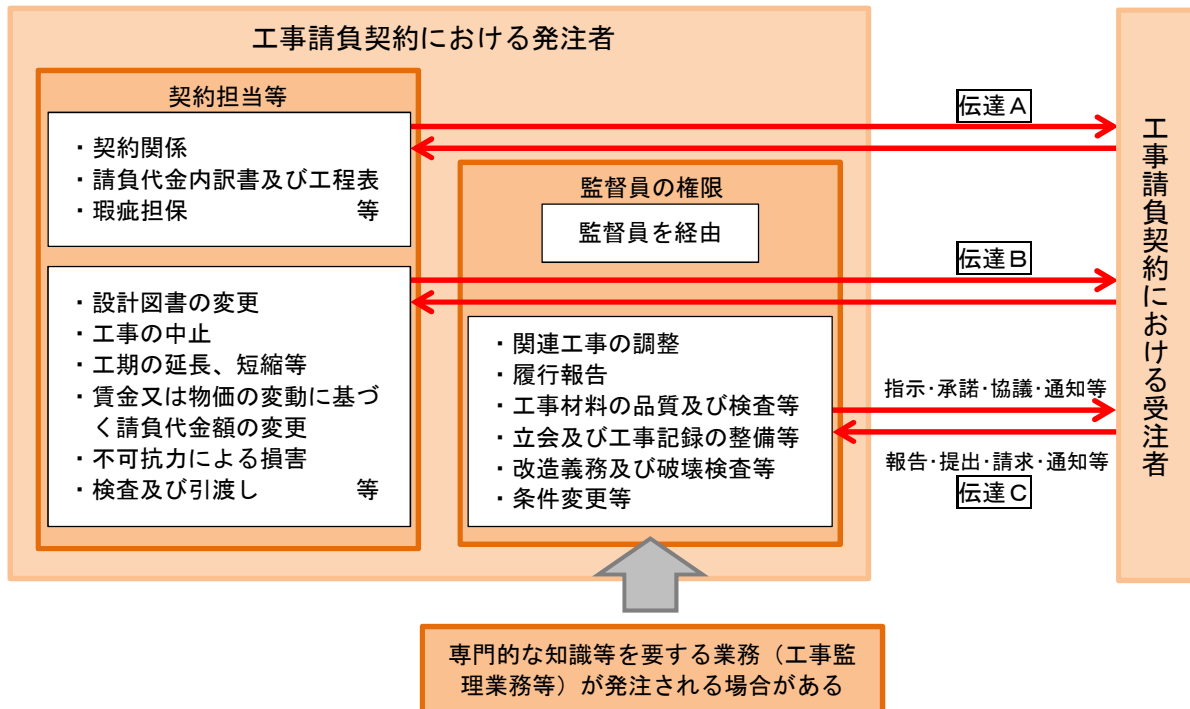
契約書第18条第4項では設計図書の訂正又は変更は発注者が行うこととしている。

※発注者と受注者それぞれの詳細な対応方法は「7 設計変更手続きフロー」を参照。

Ⅱ 設計変更ガイドライン

(3) 工事請負契約書における発注者と受注者の関係

○契約書においては、監督員は発注者権限の一部を行使（伝達C）し、加えて受注者に対する発注者組織の接点としての役割（伝達B）が与えられている。



伝達A 受注者と契約担当等が書面を直接伝達するもの等

伝達B 受注者と契約担当が書面を監督員経由で伝達するもの等

伝達C 受注者と監督員が書面を直接伝達するもの等

この「伝達」とは契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

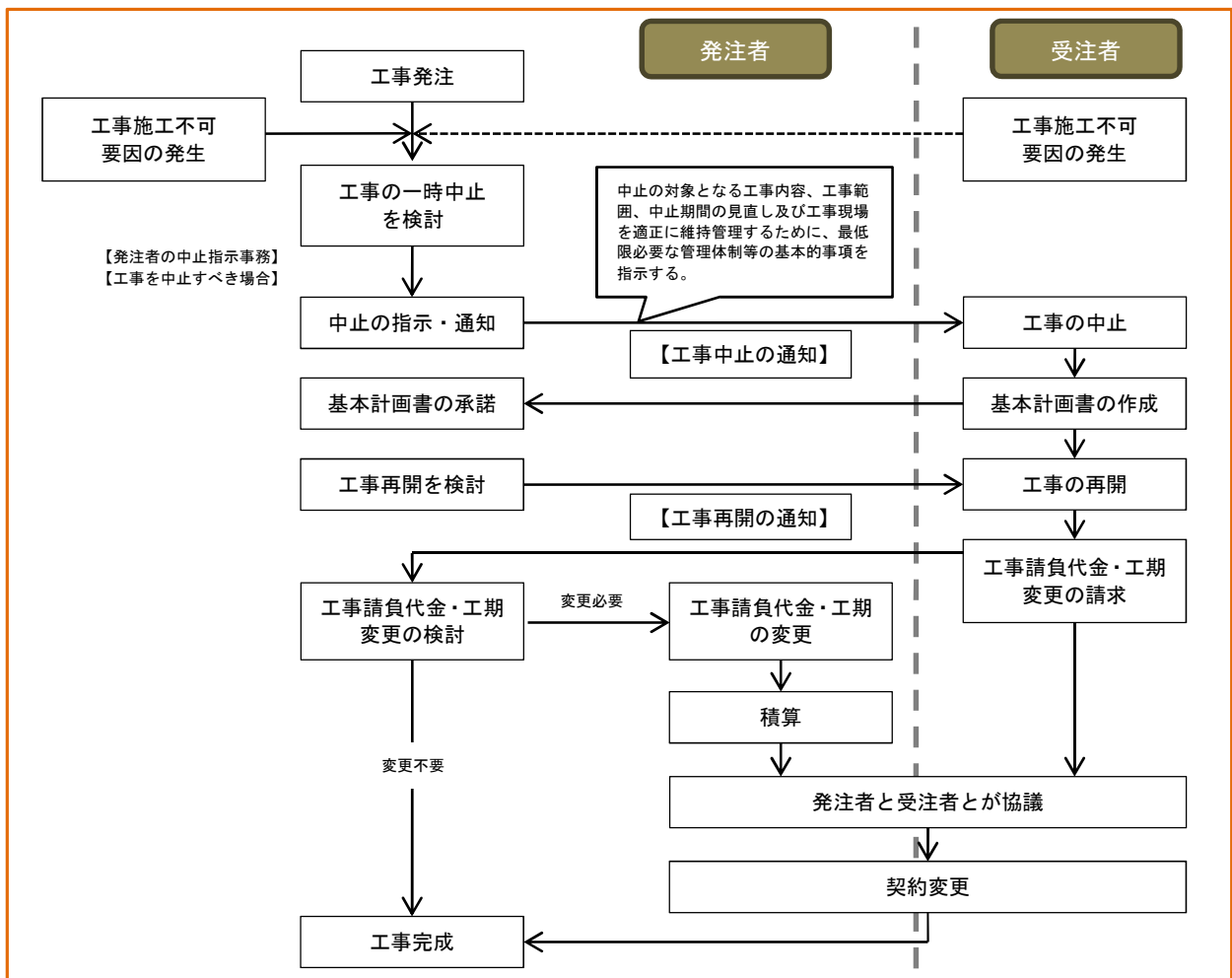
■工事の現状及び課題

○当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要となる。

■工事一時中止ガイドラインの策定

○発注者は契約書第20条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができない事由より、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工できなくなった場合については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためのガイドラインを策定した。

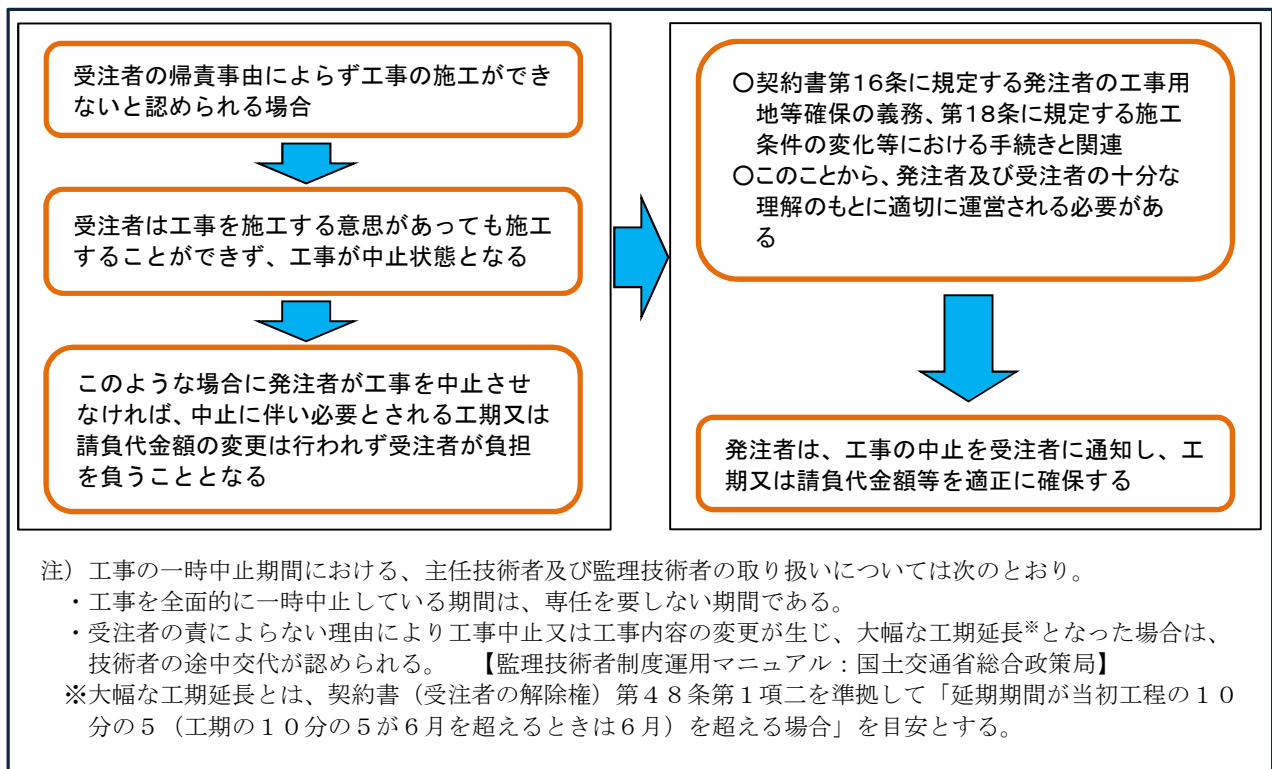
2 工事の一時中止に係る基本フロー



Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

3 発注者の中止指示義務

- 受注者の責めに帰すことができない事由により、受注者が工事を施工できないと認められる場合には、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。【約款第20条第1項】
※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考え方とする。



4 工事の中止（契約書の規定）

- 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合として、次の2つが規定されている。【契約書第20条第1項】
 - ① 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき
 - ② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき。

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。
- 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。【契約書第20条第2項】

Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

5 工事を中止すべき場合

① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

<例>

- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約書第18条）、施工を続けることが不可能な場合等。
- 設計変更により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合。
- 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合。

② 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

<例>

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合。
- 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合。
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合。
- 周辺住民等から工事中止要請があり、内容が妥当と認められる場合。

6 中止の指示・通知

- 発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条第1、2項】
また、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権等

- 発注者は「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
※「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断となる。
- 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通過時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り、作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

7 基本計画書の作成

■ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっており、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

○受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

（「善良な管理者の注意」とは、職業や専門家としての能力、社会的地位などから通常期待される注意義務のことをいう。）

○受注者は基本計画において管理責任に係る旨を明らかにする。

○実際に工事着手する前の事前調査や施工計画の作成中であっても、現場の管理は必要であることから、基本計画書の提出を受け、承諾を行うものとする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は特記仕様書に明記
<現場説明書の記載内容>

一般的事項 工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の策定

1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画書の記載内容

○基本計画書作成の目的

○中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。

○中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。

○工事現場の維持・管理に関する基本的事項

○工事再開に向けた方策

○工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠

○基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は省略できる。

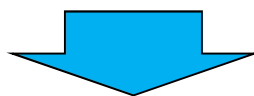
Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- 受注者の責めに帰すことができない事由により、受注者が工事を施工できないと認められた場合で、発注者が工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない

【契約書第20条第3項】

- 「必要があると認められる時」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を除き請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更	増加費用の負担	工期の変更
<ul style="list-style-type: none">○一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。	<ul style="list-style-type: none">○増加費用 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。○損害の負担 ・発注者の過失がある場合に生じたもの。 ・事情変更により生じたもの。 <p>※増加費用と損害は区別しないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">○工期の変更期間は、原則工事を中止した期間が妥当である。○地震、災害等の場合は後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。○このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能。

Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

9 増加費用の考え方

(1) 本工事中に中止した場合

■増加費用の範囲

- 増加費用は発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

工事現場の再開準備に要する費用

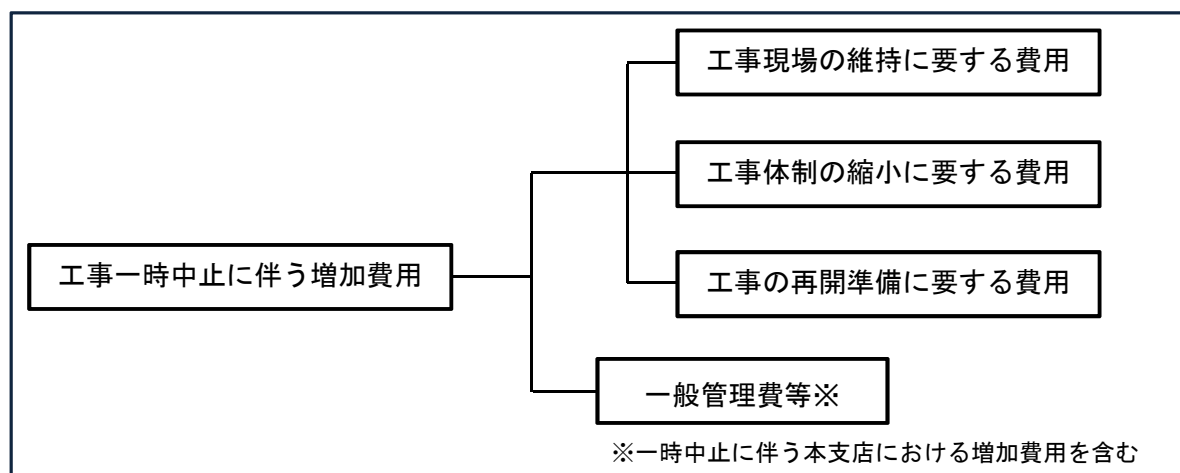
- 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

工事体制の縮小に要する費用

- 中止時点における工事体制から、中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

■増加費用の算定

- 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等に係る費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを発注者と受注者で協議して行う。
- 増加費用の各構成費目は、原則として中止期間中に要した費目の内容について積算する。



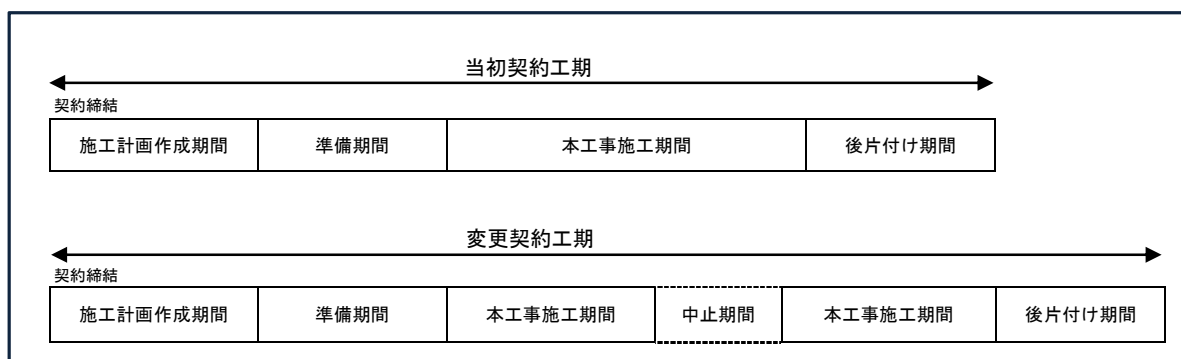
Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

■増加費用の積算

○増加費用は、原則工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例：中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）とする。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画の打ち合わせ時に現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。



(2) 契約後準備着手前に中止した場合

○契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備に着手するまでの期間をいう。

○発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

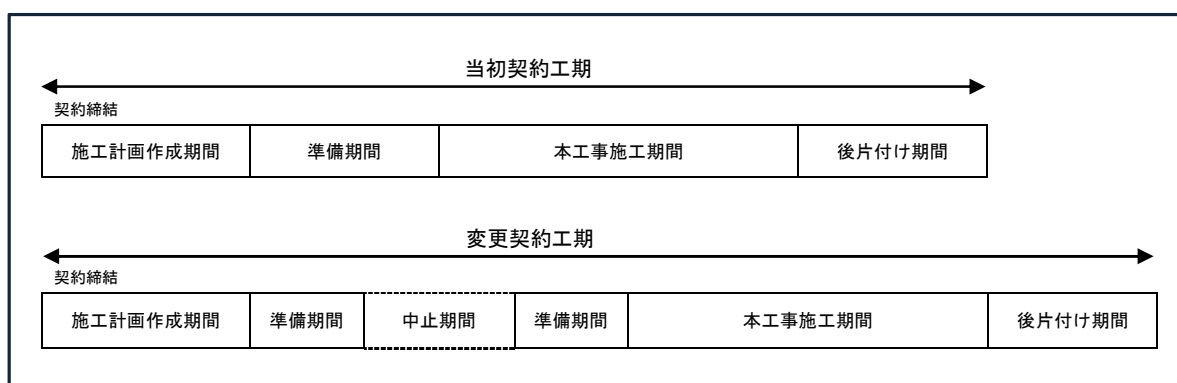
注) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



Ⅲ 工事一時中止ガイドライン

(3) 準備期間に中止した場合

- 準備期間とは、契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



【増加費用】

- 増加費用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者が協議して決定する（積算は受注者から見積りを求め、行う。）。

■増加費用の内訳書における取扱い

- 増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別計上する。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。

IV 参考資料

■設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

■工事の一時中止に係る参考様式

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）における建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いを定めることにより、事務の適正化及び簡素化を図ることを目的とし、その取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(設計変更)

第2条 この要領において設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

(別途契約と契約変更)

第3条 設計変更を行なう場合の執行方法は、次表の左欄に掲げる区分により、同表の右欄に掲げるものとする。

設計変更内容		執行方法
設計変更により工事内容を追加する場合	追加する工事が現に施工中の工事と分離して施工することが適当な場合	別途契約による。 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約変更によることができる。 (1) 増額は伴うがその額が変更前の請負代金の3割（3割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円）以内の場合 (2) 年間維持工事（年間を通じた道路、河川等維持修繕工事）において、追加する工事が緊急性のある場合
	追加する工事が現に施工中の工事と分離することが不適切な場合（当該契約の工事区間内で施工数量が増加する場合等）	契約変更による。
設計変更により工事内容を追加するものでない場合（工事内容を削減する場合等）		

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者（以下「決裁権者」という。）の承認を受けて、その都度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計変更が重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの以外のものであって、次のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

(1) 請負代金の増額を伴わない変更

(2) 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれか（以下「契約変更保留基準」という。）に該当するもの

ア 変更前の請負代金の2割（2割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円）以下であること

イ 変更前の請負代金の3割（3割に相当する金額が300万円以上であるときは300万円）以下であること

3 前項の規定により契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が契約変更保留基準を超えることとなるときは、前項の規定は適用しない。

(軽微変更の手続)

第5条 前条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、次の表に定める者の承認を受けて行うものとする。

内 容	承認権者
設計変更が請負代金の増減を伴わない場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下の場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超える場合	県土整備局長、 港湾事務所長又は 空港管理事務所長

2 前条第2項本文の規定の適用に当たっては、請負者に過大な不利益を生じさせないように配慮しなければならない。

(契約の相手方等に対する説明)

第6条 第4条及び前条に定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項は、現場説明書において入札者及び請負者に了知させておくものとする。

「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領運用方針及び留意事項」

第2条関係（設計変更）

- 1 「設計変更」は、原則として設計図書作成時に予測できなかったものに限定して運用すること。
なお、設計変更については、別に定める「事務合理化要領」（昭和48年5月10日付発管第164号土木部長通知）の適用があること。

第3条関係（別途契約と契約変更）

- 1 「現に施工中の工事と分離して施工することが適当なもの」とは、工事区間内で工事目的物を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を施工する場合等、本来別途契約することが適当な場合をいう。
- 2 契約変更する場合においては、別途契約の可否を十分検討し、安易に増工しないこと。
- 3 別途契約とする場合において、随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合に限られ、「随意契約の運用について」（昭和42年4月1日付発出第131号出納長通知）により運用することとされているが、特命随意契約によることができる場合は概ね次のような場合とし、関連契約を理由に安易に適用しないこと。
 - (1) 既契約の工事を施工するため設置されている施工施設（運搬路、栈橋、動力設備、コンクリート設備、ケーブルクレーン及び施工建物等）を利用して工費の節減が見込まれるとき。
 - (2) 特殊工事で特定業者でなければ施工が困難なとき。
 - (3) 工事箇所の地理的条件により隣接箇所で施工中の請負者でなければ円滑な工事進捗が期しがたいとき。
 - (4) 災害その他緊急な事態により直ちに工事を施工する必要がある場合で競争入札に付す暇がないとき。

第4条関係（契約変更の手続）

- 1 「請負代金」とは、変更前の直近の請負代金をいう。

「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」の考え方

1 契約変更によることができる場合

次のいずれかに該当するもの

- (1) 分離することが不適當な場合
- (2) 分離することが適當な場合で、増額が請負代金の3割かつ1,000万円以内
- (3) 年間維持工事（年間を通じた道路、河川等維持修繕工事）において、追加する工事が緊急性のある場合

2 軽微変更の手続でよいもの

重要な内容変更でないもので、次のいずれかに該当するもの

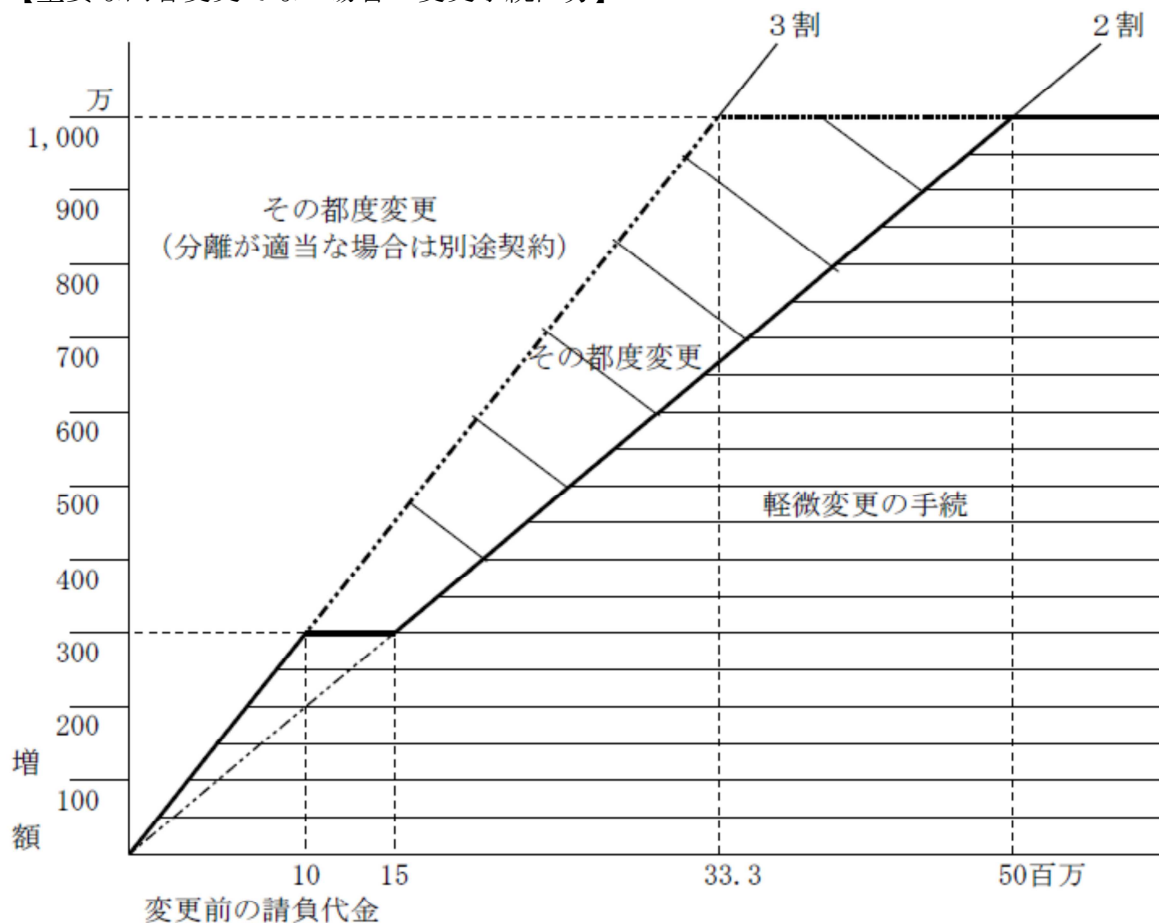
- (1) 増額が請負代金の2割かつ1,000万円以内
- (2) 増額が請負代金の3割かつ300万円以内

3 その都度変更をしなければならないもの

次のいずれかに該当するもの

- (1) 重要な内容変更
- (2) 上記2の(1)及び(2)を超えるもの

【重要な内容変更でない場合の変更手続区分】



※重要な内容変更の場合は、金額に関係なくその都度変更

営繕課長 様

所管課長

請負工事の一時中止について（通知）

施工中の下記工事について、工事の一時中止をお願いします。

記

1 工事概要

工事名

受注者

工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 一時中止を必要とする理由

3 一時中止の内容

(1) 中止する工事の工種等

(2) 中止する工事の区域

(3) 一時中止の期間

商号又は名称
代表者氏名 様

〇〇総合事務所長 〇〇 〇〇 印

請負工事の一時中止について（通知）

平成 年 月 日に締結した建設工事請負契約について、下記により工事を中止されるよう、契約書第20条第2項の規定により通知します。

記

- 1 工事概要
工事名
受注者
工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 一時中止を必要とする理由
- 3 一時中止の内容
(1) 中止する工事の工種等
(2) 中止する工事の区域
(3) 一時中止の期間
- 4 管理体制等の基本的事項
中止期間中における工事現場の維持管理を別紙一1により行うこと。
- 5 基本計画書の提出
中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式一3により提出し、承諾を得ること。

一時中止期間中における工事現場の維持、管理等の基本的事項

- 1 (維持、管理等の方法について詳細に記載)

平成 年 月 日

〇〇総合事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事の一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

平成 年 月 日付第201700000000号で工事一時中止の通知があった下記
工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

記

工事名

基 本 計 画 書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来高
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労働者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関すること
- 4 工事現場の管理責任に関すること

営繕課長 様

所管課長

一時中止期間中の請負工事の再開について（通知）

平成 年 月 日付第201700000000号で通知の下記公示について、平成
年 月 日より再開されるよう通知します。

記

1 工事概要

工事名

受注者

工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 中止期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

〇〇総合事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について

〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書代20条の規定により下記のとおり協議します。

記

変更協議額 ￥ 〇〇〇〇 円

※変更協議額の算出根拠となる資料を添付すること。

第201700000000号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

〇〇総合事務所長 〇〇 〇〇 印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

貴社より平成 年 月 日付けで提出のあった工事請負契約書第20条の規定に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額の変更協議については、下記のとおり金額を算出したので協議します。

なお、この金額に異存がない場合は、別紙に押印の上、御返送ください。

記

- 1 工事名
- 2 変更予定額 ￥ 〇〇〇〇 円
- 3 貴社協議額 ￥ 〇〇〇〇 円

平成 年 月 日

〇〇総合事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について

〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について下記のとおり承諾します。

記

変更予定額 ￥ 〇〇〇〇 円